

1 試験区分・受験資格・採用予定者数

試験区分	受験資格	採用予定者数
一般事務Ⅰ類 (障害者対象) (大学卒程度)	昭和 58 年4月2日から平成 14 年4月1日までに生まれた方で、 下記のいずれかの障害者要件に該当する方	若干名
一般事務Ⅱ類 (障害者対象) (短大卒程度)	平成 14 年4月2日から平成 16 年4月1日までに生まれた方で、 下記のいずれかの障害者要件に該当する方	
一般事務Ⅲ類 (障害者対象) (高校卒程度)	平成 16 年4月2日から平成 18 年4月1日までに生まれた方で、 下記のいずれかの障害者要件に該当する方	
障害者要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>・都道府県知事または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けている方</li> <li>・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者であると判定された方</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> </ul>	

試験区分	受験資格	採用予定者数
一般事務Ⅲ類 (高校卒程度)	平成 16 年4月2日から平成 18 年4月1日までに生まれた方	若干名

上記の試験区分に応じた受験資格の他、以下の要件を全て満たす方が受験できます。

- (1) 令和6年4月1日から勤務可能な方
- (2) 次の①から④のいずれにも該当しない方(地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない方)
  - ①禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ②西東京市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
  - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※障害者手帳交付申請中の場合は申し込めません。なお、試験期間中及び採用時において、上記障害者要件に該当していることが確認できない場合、試験を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。

※採用試験では活字印刷による筆記試験、口述による試験を行います。点字や拡大文字等の配慮が必要な方は、必ず申込時に申し出てください。

## 2 受験申込み手続き

受付期間 令和 5年7月 25 日(火) から 8月 24 日(木)17:00 まで

西東京市職員採用試験申込ページより入力フォームに従って必要事項を入力してください。



職員採用試験申込ページ

URL: <https://logoform.jp/form/AAZE/330077>

同時期に募集している専門職と共通の申込フォームです。

試験区分の選択をお間違いのないようご注意ください。

全項目入力後「送信」ボタンを押し、自動送信される申込完了メールを受信したら、完了です。

※試験区分(障害者対象)で申込をされる方は、ご自身の手帳の氏名等が見えるように写真撮影したものを、職員採用試験申込ページの入力フォームの指示に従って画像データを添付してください。

※受験者が行った手続きに不備があり、申込みが完了せずに受験できない場合は、当市は責任を負いません。

### 受験番号について

採用試験の申し込みをされた方には、令和5年9月5日(火)に第1次試験の案内をメールでお知らせします。

申込完了メールに記載された受付番号を基に受験番号をお知らせしますので、メールは保存しておいてください。

## 3 試験日程・方法

区分	試験日時	試験方法	試験会場
第1次試験	令和5年 9月 17 日(日)	マークシート方式 基礎能力検査(70 分) 性格検査(40 分)	西東京市役所 田無庁舎 (4ページ参照)
第2次試験	令和5年 10 月 28 日(土)	人物試験(グループワーク試験 及び面接試験等)	
第3次試験	令和5年 11 月 25 日(土)	人物試験(個別面接試験)	

受験者の都合による試験日、集合時間等の変更はできません。

## 4 合格者の決定及び発表

区分	発表日(予定)	発表方法
第1次試験	令和5年 10 月 11 日(水)	市のホームページに合格者の受験番号を掲載し、合格者にはメールにて次の試験の集合時間・場所等をお知らせします。
第2次試験	令和5年 11 月 8 日(水)	
第3次試験	令和5年 12 月 1 日(金)	市のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否通知を郵送します。

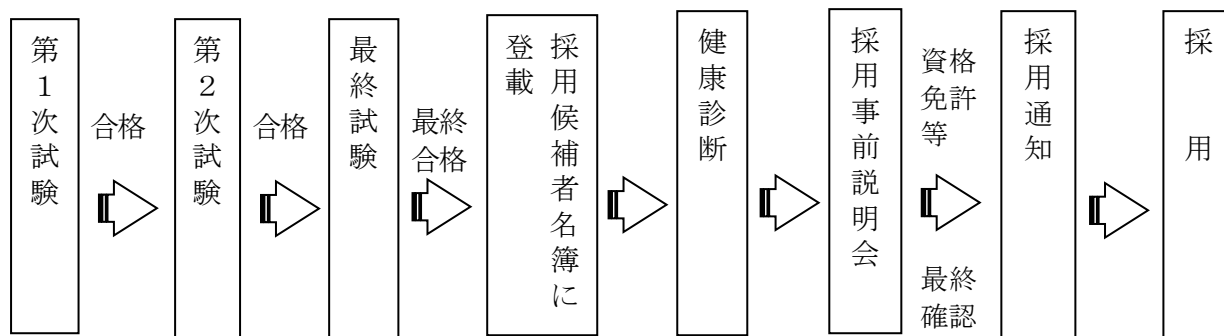
## 5 採用の方法及び決定

- (1)最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表日から1年間です。
- (2)申込書等の記載事項に虚偽がある場合は、採用候補者名簿から削除されることがあります。
- (3)採用候補者名簿に登載後、健康診断を実施します。健康診断の結果、就労に問題があることがわかった場合、名簿登載順位の変更や、名簿登載期限内での採用が延期となることがあります。
- (4)採用候補者名簿登載者は、最終合格発表日以降、原則名簿登載順に採用します。欠員の状況により採用予定日より前

に採用する場合があります。ただし、欠員の状況によっては採用されないこともあります。

(5) 職員の採用は全て条件付き採用とし、その職員がその職において、原則6か月勤務し、その間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

(6) 第1次試験から採用までの流れは次のとおりです。



## 6 初任給

試験区分	初任給(月額)
一般事務Ⅰ類(障害者対象)(大卒程度)	216,085円 (地域手当 28,185円含む)
一般事務Ⅱ類(障害者対象)(短大卒程度)	186,875円 (地域手当 24,375円を含む)
一般事務Ⅲ類(障害者対象)(高校卒程度) 一般事務Ⅲ類(高校卒程度)	175,030円 (地域手当 22,830円を含む)

- (注意) ① この初任給の他に、扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当等が支給されます。  
 ② この初任給は、令和5年4月1日現在の額です。採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。  
 ③ 採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算される場合があります。

## 7 配属先

試験区分	配属先
一般事務	市の行政全般にわたる一般行政事務に係る業務を行う部署 (田無庁舎及び保谷庁舎の各部署の他、市内の各市営施設)

※定期的な人事異動により配属先が変わります。

## 8 待遇等

### (1) 勤務時間

原則、午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分勤務で、週休2日制です。

### (2) 休暇・休業等

年次有給休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、妊娠出産休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、育児時間、子の看護休暇、介護休暇、育児休業、部分休業等があります。

### (3) 昇任制度

学歴等に関係なく、能力・業績主義に基づく昇任選考試験制度(主任職試験、係長職選考、管理職試験等)を実施しています。

主任とは、知識又は経験を必要とする業務を行う職であり、主任職試験により選抜されます。4月1日付採用者の主任職試験は、Ⅰ類(大学卒程度)採用者は採用後5年目から、Ⅱ類(短大卒程度)採用者は採用後7年目から、Ⅲ類(高校卒程度)

度)採用者は採用後9年目から、受験できます。なお、本市採用前の職歴について、経験年数に通算できる場合があります。主任職試験に合格すると、原則として翌年度から主任として任用されます。

#### (4) 人事評価制度

職員一人ひとりの能力開発や人材育成に資することを目的とした育成型人事評価を実施しています。業績とそれにつながるプロセス(過程)について、評価基準を明確にし、また、複数の評定者による客観性を持った制度です。

#### (5) 研修

人材育成の視点から西東京市の求める職員像の実現に向け、計画的な能力開発と自発的な能力開発を支援する研修体系を確立し、職員の育成を図っています。

#### (6) 福利厚生

定期健康診断や各種健診、産業医・臨床心理士・保健師による健康相談や保健相談等を実施しています。また、東京都市町村職員共済組合の健康保険、年金の給付、保養施設の宿泊助成等を受けることができます。

### 9 その他の注意事項

- (1) 受験者の受験申込み手続きの不備による申込みの遅延等については、本市は一切責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。
- (2) 採用試験申込に関して収集した個人情報等は、関係法令等に基づき、適切に取扱います。
- (3) 採用予定者数は、欠員等の状況によって変更になる場合があります。
- (4) 受験申込み時の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに職員課人材育成推進係までご連絡ください。
- (5) 試験の日時や場所が異なる可能性がありますので、必ず案内を確認してください。

### 10 お願い

西東京市職員採用試験は、皆様の受験申込みによって試験の準備が行われます。この試験は、市民の貴重な税金を使って行われるものです。申し込まれる方は、必ず受験されるようお願いいたします。

#### 【西東京市役所 田無庁舎】



西武新宿線田無駅南口徒歩2分  
はなバス第3ルート「田無庁舎前」バス停下車  
はなバス第4南ルート「田無庁舎前」バス停下車

#### 《問い合わせ先》

西東京市 総務部 職員課 人材育成推進係  
〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13 西東京市役所 田無庁舎5階  
【電話】 042-460-9813(職員課直通)  
【Eメール】 syokuin@city.nishitokyo.lg.jp  
【ホームページアドレス】 <https://www.city.nishitokyo.lg.jp/>